



運輸部

知っていますか?「交通アドバイザー制度」

business
仕事の窓
report

その4

地域住民の生の声を行政に反映させるにはどうな手法がありますが、その「アドバイザー制度」があります。

沖縄総合事務局にも「交通アドバイザー制度」が導入されていますのでその概要を紹介します。

1 目的

交通アドバイザー制度は、バス、タクシ、船舶等の公共交通機関利用者の利便増進を図るために設置されたモニタリング制度で平成四年度にスタートしました。

アドバイザーから忌憚のない意見や要望等を「いだく」とにより、公共交通機関の提供するサービスの改善に役立つ利用者の意向を的確に把握し、今後の施策に反映させることを目的としています。

2 アドバイザーの委嘱

当局では、県内を沖縄本島地区、宮古地区及び八重山地区の三つに分けて、それぞれの地区の公共交通機関利用者から職業、性別等を幅広く考慮して、原則八名の方に交通アドバイザーを委嘱しています。

3 アドバイザーの役割

公共交通機関の利用者として、アドバイザー会議に出席していただき、公共交通機関が提供するサービス

等の改善に係わる意見や、当局の行う公共交通機関利用者の利便増進に関する施策全般に対する意見を述べていただきます。

その他、当局の行う各種公共交通機関の施策に対する利用者の意見等を把握するための調査に協力していただきます。

4 アドバイザー会議

アドバイザー会議は、各地区「いと」に年数回開催されます。

会議では、当局から運輸に係わる施策等の説明を行い、主として公共交通機関利用者の利便増進について意見交換等を行います。

アドバイザーからの意見等については、事実関係に係わるものはできる限り会議の場で回答させていただき、それ以外のものは、当局、運輸省及び関係者の間で検討を進め、施策に反映させるよう努めています。

5 会議の開催状況と意見・要望等

これまでの開催状況は次のとおりで、アドバイザーから活発な意見や要望等が提言され、バス、タクシー、船舶等の公共交通機関のサービス改善に大きく反映されました。

第一期(平成六～七年度)
沖縄本島地区

バスの久茂地経由「牧志経由」の案内板表示

行灯型、三角柱等のバス停標識による案内情報掲示の充実

空港タクシー乗り場の遠距離、近距離区分

第二期(平成八～九年度)
八重山地区

八重山病院経由の路線バス運行
離島航路の効率的な運行ダイヤの設定

第三期(平成八～九年度)
宮古地区

赤瓦民家風バス停上屋の設置
離島航路の営業窓口における情報案内の整備

なお、第4期(平成十～十一年度)
は、巡して沖縄本島地区が対象となっています。

